

兵ト発第 151号

公告第 519号

公 告

改正個人情報保護法が平成29年5月30日に施行されることに伴い、兵庫トヨタ自動車健康保険組合の「個人情報保護管理規程」「機密文書管理規程」及び「役職員等の個人情報に関する規程 別表1」を同法に則したものにするために別紙の通り一部改正し、平成29年5月30日付で近畿厚生局に届け出たので公告します。

平成29年7月19日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理事長 瀧川博司

「個人情報の保護に関する法律」H29.5改正に伴う諸規程新旧条文表

個人情報保護管理規程（25）		備考	
新	旧		
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成2.9年4月14日厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドランス」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）、「特定個人情報ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）、「厚生労働省保険組合等における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日厚生労働省保険局長通知。以下「保険課長通知」という。）に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、〇〇健康保険組合（以下「組合」という。）における被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）等、組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>	<p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 暈</p> <p>3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドランスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>5 暈</p>	<p>(個人情報の定義)</p> <p>第2条 暈</p> <p>3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドランスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p>	
<p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 暈</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p>	<p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 暈</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p>	<p>(個人情報の第三者への提供の制限)</p> <p>第4条 法第23条に定める第三者提供的除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者の間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> <p>2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ 7（1）に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ 8（1）に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p>	<p>(個人情報の第三者への提供の制限)</p> <p>第4条 法第23条に定める第三者提供的除外事項を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、当該個人情報を特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>法第23条第5項は除外事項ではないため文言修正</p> <p>法第25、26条記録保存義務を新設</p>

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保) 第5条 営業秘密の保護 3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要記述個人情報を取得してはならない。	第5条 路線図の開示 3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要記述個人情報を取得してはならない。
(外部委託) 第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1)法令、開運通知及びガイドライン（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。	第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。 (1)法令、開運通知及びガイドライン（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
(開示手数料) 第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。	(開示手数料) 第16条 開示の求めに対しては以下の手数料を徴収する。
(漏洩等の事故にかかる対策) 第22条 組合は個人情報の重要性及び機密性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ4（5）に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。	(漏洩等の事故にかかる対策) 法第32条等へ文言を合わせる 第22条 組合は個人情報の重要性及び機密性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。 2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ4（5）に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

機密文書管理規程（36）	
新	旧
<p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第5条 個人情報は、以下のようないかだ機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>（1）特定個人情報または要配慮個人情報が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>（2）個人情報（特定個人情報を除く）が記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>「秘密」以上を指定する。</p> <p>略</p>	<p>（個人情報の取り扱い）</p> <p>第5条 個人情報は、以下のようないかだ機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>（1）特定個人情報が記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p>（2）個人情報（特定個人情報を除く）が記載された文書は、機密区分として「秘密」以上を指定する。</p> <p>法改正主旨に準ずる</p> <p>略</p>

新

別表3 健康保険組合の役職員に関する個人情報及び利用目的

区分	種別	内容	利用目的
役職員	基本情報	氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・基礎年金番号 <small>個人番号</small>	人事管理・社会保険、雇用保険その他の法会議上必要となる手続・福利厚生関連・業務連絡、緊急連絡先把握のため
	人事開連情報	学歴・資格・免許・職歴・賞罰・所属部署・職位・賞与・人事評価・給与・退職金算定内容	配属・昇降格・昇給・給与査定等の人事管理・源泉徴収その他の法会議上必要となる手続のため
	健康情報	健診結果・病歴・健康状態・服薬歴・障害有無	健診結果・病歴・健康状態・服薬歴・障害有無
	家族情報	家族構成・基本情報・扶養有無	家族構成・基本情報・扶養有無
	退職者	退職金支払・退職後の連絡人事管理のため	退職金支払・退職後の連絡等人事管理のため
	採用応募者	役職員と同じ。 ただし、人事評価等採用後に保有することとなる情報を除く。	役職員と同じ。 ただし、人事評価等採用後に保有することとなる情報を除く。 採用可否、雇用条件、採用後配属等の検討のため

旧

別表3 健康保険組合の役職員に関する個人情報及び利用目的

区分	種別	内容	利用目的
	基本情報	氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号・基礎年金番号	人事管理・社会保険、雇用保険その他の法会議上必要となる手続・福利厚生関連・業務連絡、緊急連絡先把握のため
	人事開連情報	学歴・資格・免許・職歴・賞罰・所属部署・職位・賞与・人事評価・給与・退職金算定内容	配属・昇降格・昇給・給与査定等の人事管理・源泉徴収その他の法会議上必要となる手続のため
	健康情報	健診結果・病歴・健康状態・服薬歴・障害有無	健診結果・病歴・健康状態・服薬歴・障害有無
	家族情報	家族構成・基本情報・扶養有無	家族構成・基本情報・扶養有無
	退職者	退職金支払・退職後の連絡人事管理のため	退職金支払・退職後の連絡等人事管理のため
	採用応募者	役職員と同じ。 ただし、人事評価等採用後に保有することとなる情報を除く。	役職員と同じ。 ただし、人事評価等採用後に保有することとなる情報を除く。 採用可否、雇用条件、採用後配属等の検討のため